

様式4

令和 5年10月31日

回答書

関係各位

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会  
会長 川瀬 みち代

次のとおり、回答します。

No.	事業者からの質問	当会からの回答
1	仕様書兼見積依頼書中、3の期間について、契約締結予定日11月20日とありますが、運転手に対し前月中に勤務計画表を作成、指示することから、月初めの12月1日締結でも問題ありませんか。	問題ありません。
2	仕様書兼見積依頼書中、3の期間について、終了日を令和6年3月31日の旨の記載ですが、以降は。	当会が単年度予算につき、その旨で記載しておりますが、業務内容に支障なければ、新年度予算成立を前提とした、契約継続を視野に入れております。
3	仕様書兼見積依頼書中、4⑨について、利用者様の乗降時における一部介助の具体例をご教示願います。	利用者様ご自身のみで乗降や歩行可能とした場合でも、万全を期すため、利用者様宅等出入口付近から送迎車ドア開口部付近まで、またはその逆行の際、急なふらつき、つまずきによる転倒防止等のため、利用者の側で、状況に応じて、肩を貸す、手を添える等を想定していますが、さらに契約締結後の事前協議で、当会事業所とその可否を含め詳細詰めることとなります。
4	仕様書兼見積依頼書中、5のガソリン補充等について、給油所の場所はどちらでしょうか。	令和5年8月現在、当会らいむの丘におきましては三重交通商事株式会社桑名大山田SS（松ノ木3丁目7-5）様、同多度支所

		におきましては豊和石油株式会社本社（多度町香取305番地）様、同長島支所は株式会社JAサービス三重北長島SS（長島町又木41）様、にて給油等しておりますが、単価変動により変更する場合もございます。
5	仕様書兼見積依頼書中、5のガソリン補充等について、燃料費（ガソリン代）は事業者負担となるのでしょうか。	当会の負担とします。
6	仕様書兼見積依頼書中、6の運転手について、2023年12月1日から、自動車5台以上を使用する事業者は「安全運転管理者」を選任し、アルコール検知器を使って確認をおこなう取り組みが義務化されますが、対象事業所となりますか。また、対象であればどのように実施されますか。	現在、当会における関係事業所において、当該義務化に向けての準備を進捗しており、期日までにそのルール等を決定し、遅滞なく運用する予定です。 なお、運転手におきましては、当会事業所への出勤時に検査記入などしていただくことを想定しております。
7	仕様書兼見積依頼書中、7の事故発生時の損害賠償について、自損事故（例：後退時にブロック塀に接触等）も適用されますか。また、車両修理時の代車費用は保険対応可能でしょうか。	自損事故（例：後退時にブロック塀に接触等）も当会加入の自動車損害賠償責任保険と自動車共済（中部自動車共済組合）の適用範囲となりますが、車両修理時の代車費用は適用除外となっております。
8	仕様書兼見積依頼書中、9の業務遂行の具現化までは。	契約締結後、仕様書兼見積依頼書中、3のとおり、当会事業所が利用者様の同意がなされた路線等の条件を提示し、契約事業者がこれを踏まえた運転手確保となった以降で、実際の運行開始する想定です。 よって、契約締結した場合でも、利用者様の同意がなされた路線等がなければ、当会事業所から契約事業者への条件提示をすることができませんので、結果、契約事業者から当会への代金請求は発生しないものとします。
9	仕様書兼見積依頼書中、様式2（人材派遣）の例のうち、No.3、4、7、8、11及び12における、事業所からのご	それぞれ①②の誤りです。お詫びして訂正させていただきます。 なお、①②は2種運用されていることを想

	回答ご提案欄における③④とは。	定するもので、これ以上、例えば③がございましたら、その旨もご記載下さい。
--	-----------------	--------------------------------------

以 上

事務担当

〒511-0062

三重県桑名市常盤町51番地

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

担 当 山下・水谷

電話番号 0594-22-8311

E-mail [soumu@kuwana-shakyo.com](mailto:soumu@kuwana-shakyo.com)